

[事案 28-15] 契約無効請求

・平成 28 年 10 月 30 日 裁定不調

<事案の概要>

募集代理店（証券会社）の募集人による虚偽説明等を理由として、一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 4 月に契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、一時払保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人より、10 年（運用期間満了時）経てば一時払保険料は戻るとの虚偽の説明を受けた。
- (2) 募集人が、積立金の移転のコンサルティングを約束したので、それを条件に加入したが、一度も実施されていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は年金原資額に最低保証がないことを説明しており、説明に使用した「商品パンフレット」でも積立金は日々変動して年金原資額に最低保証がないことを示しており、また、「ご契約のしおり・約款」の「ご契約に際しての重要事項」でも「新変額個人年金保険のリスク」として、積立金額が払込保険料総額を下回ることがある旨を記載している。
- (2) 積立金の移転は契約者が自身の責任と判断で行うものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなどの契約時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、一時払保険料の返還は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条 2 項にもとづき、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 本件の勧誘において、年金原資額に最低保証がないことなどのリスク説明は、商品内容の説明の中であわせてなされたものと認められるが、申込書の「確認書」欄やご契約のしおり・約款の「ご契約に際しての重要事項」といったリスクについて記載された箇所を示しての説明はなされなかった。
- (2) 申立人は投資経験がなく、勧誘に解約払戻金推移表などの記載がある設計書が使用されていない本件でのリスク説明は、募集資料に記載されたリスク説明の箇所を示したうえで、商品内容の説明とはわけて行うことが特に望まれ、そうした勧誘がなされていれば、申立人の誤解を回避できた可能性は十分にあったと考えられる。